公社等外郭団体関与指針（案）等に関する意見募集の結果について

１　意見募集の期間

令和４年１１月２日（水）から令和４年１２月１日（木）まで

２　意見の提出状況

（１）意見の提出者数　　１名（個人）

（２）延 べ 意 見 数　　１件

（３）提　出　方　法　　メール

３　提出された意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約しています。

頁	意　見	県の考え方
公社等外郭団体関与指針細則（案）の４頁	公社等外郭団体の個人情報保護と情報公開の水準が一層高まるよう、先進他県にならい、県の関係条例において公社等外郭団体を実施機関として規定し、その処分・不作為を行政処分として位置付けることで、行政不服審査請求や行政事件訴訟法等の適用、県個人情報保護審議会及び県情報公開審査会への諮問が可能となるようにすべき。	県への要望として受け止め、関係条例の所管課である総務部審査情報課と情報共有し、今後の事務の参考としてまいります。